

総合体育館における定期利用先行試験導入について

1 総合体育館の新たな利用申請制度について

2024年12月に予定している市民体育館の閉館に伴う利用者のスムーズな移行（機能移転）と、将来的な公共施設予約管理システム導入を見すえつつ、2024年4月の総合体育館リニューアルオープンに合わせ、総合体育館についてのみ適用する「定期利用」区分を加えた新制度を先行試験的に創設し、運用を開始します。※先行試験的運用となるため、内容については随時・柔軟に見直しを行います。

■総合体育館 利用申請受付時期一覧

	事業内容	受付開始時期
①	<ul style="list-style-type: none">○ 市、市教育委員会主催・共催事業○ 指定管理者主催・共催事業○ その他特別な事由により市長が認めた事業	時期を定めず（最優先）
②	<ul style="list-style-type: none">○ 土曜・日曜・祝日に開催する次の事業<ul style="list-style-type: none">A スポーツ大会（合宿、練習試合等は対象外）B 大規模な文化事業C 文化事業（日高文化体育館のみ）	例年10～11月ごろ 一部の体育施設について利用申込受付 （対象の施設や受付時期は、広報とよおかや市ホームページで周知） ※希望者が重複する場合は、調整会議（12月実施予定）で調整を実施
③	<ul style="list-style-type: none">○ 平日に開催するスポーツ大会、イベントなど○ 営利目的事業○ 大規模な会議○ 合宿○ 練習試合（遠方のチームを招聘する場合に限る）	年明け2月1日から（①②の利用日が決定してから受付開始）
④	<ul style="list-style-type: none">○ 定期利用	利用希望日の 2カ月前の1日から ※ 定期利用団体登録者 のみ可、ただし 土日祝を除く
⑤	<ul style="list-style-type: none">○ 通常利用（練習・練習試合等）	利用希望日の1カ月前の1日から

「定期利用」とは、**主として市民等で組織された団体**が「**同じ曜日・同じ時間・同じ区分を同じ内容で利用するもの**」と定義します。

2 「定期利用団体登録」について

総合体育館における「定期利用団体登録」が可能な利用者は、以下(1)・(2)をいずれも満たすものとします。

- (1) 主として豊岡市に在住・在勤または在学したもので組織された団体であること
- (2) 改修工事前から総合体育館を定期利用していること、または現在市民体育館を定期利用していること

今回の先行試験導入に係る登録優先順位は、「総合体育館定期利用団体 > 市民体育館定期利用団体」とし、その他の定期利用を希望する市民・在勤・在学者により組織された団体については、これらの団体の登録が終わった後、競合しない曜日・時間帯等がある場合に追加登録の募集を行う可能性があります。

なお、定期利用許可に際しては、以下の条件を付す予定です。

- ① 一定期間利用が無い場合は、定期利用登録を抹消すること
- ② (将来的に) 1利用者1施設のみ登録可能とすること
- ③ 登録は毎年度必要とすること

3 定期利用枠の考え方について

市では、総合体育館を市民が身近にスポーツに親しむ日常的な活動の場としての「地域施設」とすると同時に、市域単位での中小規模の大会開催機能、大規模大会の決勝戦等の機能をもつ市の「拠点施設」と位置付けているため、基本的に土日の定期利用は設定しません。

また、祝日の大会利用や、大会前日の夜間に行われる準備などの際には、これらの使用を優先することとします。